商品概要

スーパー定期貯金〈単利型〉〈複利型〉

(令和7年11月4日現在)

| l — L → L . | 2 2 A. Hemit A |
|--|--|
| 商品名 | ・あったか定期貯金 |
| ご利用いただける方 | ・個人のみ |
| 取扱期間 | ・令和7年11月4日から令和7年12月30日 |
| 期間 | ・ 1 年 (自動継続のみ) |
| | ・ 3 年 (自動継続のみ) |
| 預入方法 | |
| (1) 預入方法 | ・一括預入(ATMおよびネットバンクでの預け入れは対象外) |
| (2) 預入金額 | ・新規の資金 10 万円以上(流動性貯金からの預け入れ含む。) |
| | ・既存の定期貯金に資金を上乗せしてお預け入れいただくことが可能ですが、 |
| | 上乗せ金額(新規または流動性貯金からの振替金額)は既存の定期貯金の1割 |
| | 以上の金額(最低 10 万円以上)が必要です。ただし、上乗せする定期貯金につ |
| | いて、当初預入期間未経過の定期貯金を解約しての預け替えは対象といたし |
| | ません。 |
| (0) 死 7 以 1 | ・1,000万円を超えての預け入れでも大口定期としない。 |
| (3)預入単位 | ・1円単位 |
| | ・ |
| | ・ |
| (1 <i>)</i> 週用金利 | |
| (9) 利払頻度 | |
| | The state of the s |
| | |
| | |
| (5) 金利情報の入 | |
| | |
| 中途解約時の取扱い | 【スーパー定期貯金〈単利型〉】 |
| | ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て) |
| | により計算した利息とともに払い戻します。 |
| | ・約定した預入期間が1か月以上1年未満の場合 |
| | ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 |
| | ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% |
| | ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通 |
| | |
| | - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | その普通貯金利率によって計算します。 |
| | ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われているこ |
| | とがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解 |
| | 約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。 |
| 払戻方法 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算 (4) 税 (5) 金利情報の入 手方法 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨でにより計算した利息とともに払い戻します。 ・約定した預入期間が1か月以上1年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率を下回るときは、その普貯金利率によって計算します。 【スーパー定期貯金〈複利型〉】 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨でにより6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ・約定した預入期間が2年超3年以下の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50% ④ 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×50% ④ 1年6ヶ月以上3年未満 約定利率×70% ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときにその普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われているとがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途 |

| 貯金保険制度 | 保護対象 |
|-----------------------------------|--|
| 灯壶休陕制度 (公的制度) | ・休護対象 |
| (公印)前没) | |
| | 険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう |
| | ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満した。 |
| | たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により |
| the late / m artil II, IIII) | 保護されます。 |
| 苦情処理措置および | ・苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につき |
| 紛争解決措置の内容 | ましては、当 J A本支店(所)または企画管理部(電話:0858-23-3010)にお |
| | 申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、 |
| | 迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 |
| | また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付 |
| | けております。 |
| | ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の |
| | 機関を利用できます。上記当 J A 企画管理部または J A バンク相談所にお申 |
| | し出ください。 |
| その他参考となる | ・証書式定期でのお取り扱いはできません。 |
| 事項 | ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計 |
| | 算します。 |
| | ・本商品は企画商品です。発売時には以下の取扱要領により実施します。 |
| | |
| | ○懸賞品抽選権 |
| | ・新規預入資金 10 万円につき 1 本の懸賞品抽選権(抽選番号)が付きます。 |
| | ・抽選権対象資金は、新規資金または流動性貯金からの振替金額を対象としま |
| | す。既存定期の預け替え部分の金額は対象となりません。 |
| | ○当選本数は 20 本とし、当選はお一人様 1 回限りとします。 |
| | ○当選番号の発表 |
| | |
| | 令和8年1月に決定し、当JAのホームページに掲載します。 |
| | ○中途解約 |
| | 中途解約は原則不可とします。やむを得ず中途解約を行う場合は、抽選権を |
| | 失効します。 |
| | スプラステ。 ※商品受取後の中途解約につきましては商品相当額の費用をご負担いただく |
| | |
| | 場合があります。 |
| | ○定期貯金 1,000 万円以上預け入れの場合は、先着で白バラクリスマスケーキ |
| | をプレゼントいたします(11月中のお預入れに限る)。 |
| | |

詳しくは窓口までお問い合わせください。

JA鳥取中央